

平成 28 年 5 月

学 生 各 位

副学長（教育担当）
伊 藤 眞

平成 28 年(2016 年)熊本地震に伴う学生のボランティア活動について

学生の皆さんが、大学等の内外において、学修成果等を活かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる皆さんが、社会への移行促進が円滑にできるとの観点から意義があるものであると考えます。このため、被災地等でボランティア活動を希望する学生が、安心してボランティア活動に参加できるよう、大学として以下のとおり対応を講ずることといたしました。

なお、未曾有の危機に瀕している現在のような状況においては、皆さんのような若い力が、被災地の方々の大きな助けになることは間違いありません。しかし、活動に当たっては、本分は学生であることを忘れず、教育・研究に支障がないよう留意するとともに、余震が続いているため、危機管理を十分にしたうえで活動願います。

記

1. ボランティア活動の事前指導

ボランティア活動に従事するにあたっては、事前に関係教員から事前指導を受けてください。

- ・ボランティア活動に係る保険に加入すること
- ・心構えや危険回避の教育指導を受けること
- ・活動状況（活動先）等を届け出ること

※ ボランティア活動の届け出等については、以下の WEB ページを参照してください。

<http://www.tsukuba.ac.jp/news/n201604kumamoto.html>

2. ボランティア活動に参加するために授業又は試験を欠席した場合の配慮

認められた場合は、補講の実施、レポートでの代替、追試等の特別な配慮をします。

この特別な配慮を希望する学生は、所定の「ボランティア活動報告書（平成 28 年熊本地震）」を対応エリア支援室に提出してください。

3. ボランティア活動への単位付与

(1) 各教育組織で既にボランティア活動に関する科目を開設している場合は、当該教育組織の取扱いによりしますので、科目担当教員等に確認してください。

(2) 新たに以下のとおり科目を開設し、活動内容等が認められた場合は、単位を付与します。

科 目 名：ボランティア活動実践（平成 28 年熊本地震）

単 位 数：1 単位（45 時間）

開 設 区 分：学 群：自由科目（特設）【教養教育機構開設】

※ 卒業要件に必要な単位となるか否かは学群・学類によって異なります。入学時に配布された履修要覧にある学群履修細則を確認してください。

大学院：区分なし（修了要件外）【大学院課程開設】

付 与 基 準：平成 28 年熊本地震に関連するボランティア活動であること

活動期間は、原則として 5 日以上（概ね 45 時間）従事した場合とする

4. ボランティア活動のために休学する場合の授業料の取扱い

学群学則、大学院学則、授業料の免除及び徴収猶予規程の現行規定に基づき取り扱いますので、特別な配慮はありません。質問等がある場合は、支援室にて確認ください。